

令和元年7月羽島市教育委員会定例会

議第41号 令和2年度使用小・中学校用教科用図書の岐阜地区採択について  
審議議事録（要旨）

○日 時 令和元年7月25日（木曜日）

○場 所 羽島市教育センター2階 研修室

○出席教育委員	教 育 長	森 嘉 長
	教 育 委 員	今井田 眞千子
	教 育 委 員	黒 田 淳
	教 育 委 員	今 枝 甫
	教 育 委 員	向 井 ゆかり

○説明のために出席した者

学校教育課長

横 山 政 司

△日程第4 議第41号 令和2年度使用小・中学校用教科用図書の岐阜地区採択について

◎**教育長** 次に、日程第4 令和2年度使用小・中学校用教科用図書の岐阜地区採択について議題といたします。

この案件につきましては、公開すると事務事業に係る意思形成に支障が生ずる恐れがありますことから、秘密会で行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

関係者以外は、退席願います。

（関係者以外退席）

◎**教育長** 事務局から説明を願います。

◎**学校教育課長** 本日は、議第41号において、来年度の羽島市内の小・中学校で使用する教科用図書（教科書）について、採択を行っていただきます。

羽島市をはじめ、岐阜市を除く岐阜地区の各市町は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第4項に基づき、「岐阜地区採択協議会」を設置しております。

今回の議決の根拠としまして、岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会規約第3条において「本協議会は、関係市町教育委員会が協議して、種目ごとに同一の教科用図書を採択するための調査研究、協議を行うことを目的とする」、第4条において「関係市町教育委員会は、本協議会の結果を尊重するものとする」とされており、本教

育委員会が協議して、種目ごとに同一の教科用図書を採択するための調査研究、協議を行うことを目的としております。

続いて、今回の羽島市教育委員会での議決につきましては、令和元年度使用岐阜地区小・中学校用教科用図書の採択方針の3-(2)②にありますように、「市町村教育委員会は、採択協議会最終日の翌日から8月13日までの期間中に採択について協議を決議し、岐阜地区採択協議会長に議決の報告をする。」という規定に基づいて行います。

本年度は、5月28日と7月12日の2回にわたって協議会が実施され、調査研究及び協議の上、岐阜地区として教科用図書の選定がなされました。

教科用図書の採択につきましては、市教育委員会の責任と権限において、議決を経て行いますが、同法第13条第5項により、この岐阜地区採択協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならないことが定められておりますので、本日もこの選定結果と同一の案となっておりますことを、あらかじめ確認させていただきます。

これらについて、審議いただいた結果、議決いただいた際には、議決書を岐阜地区採択協議会長に送付することになります。

それでは説明に入らせていただきます。

まず、令和2年度に使用する中学校用教科用図書の採択について、委員会の承認を求めるものです。

令和2年度使用中学校用教科用図書については、令和3年度の新学習指導要領の実施に伴い、来年度が採択替えの年度に当たるため、今年度については、現在使用している9教科15種目を一括して採択します。

これらの教科用図書については、平成30年度の文部科学省検定に新たに合格した中学校用図書がなかったため、平成27年度に教育委員会で採択され、今年度まで4年間使用している教科用図書の使用実績について、調査を実施しました。

どの教科につきましても、肯定的な意見でございましたので、平成27年度採択における教科用図書の調査研究内容を尊重し、今年度と同様の教科用図書を令和2年度使用中学校用教科用図書として採択する原案としております。この案について承認を求めるものでございます。よろしく申し上げます。

◎**教育長** 中学校用教科用図書の採択について、事務局案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎**教育長** ご異議なしと認め、中学校用教科用図書の採択について、原案のとおり可決することといたします。

◎**学校教育課長** 続いて、令和2年度使用中学校用「特別の教科 道徳」教科用図書

の採択について、委員会の承認を求めるものでございます。

令和2年度使用中学校「特別の教科 道徳」教科用図書については、特別の事情がない限り、平成30年度と同様の教科用図書を選定する必要があります。

本年度使用しております発行者である日本文教出版について、倒産等特別な事情はありませんので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

◎**教育長** 令和2年度使用中学校用「特別の教科 道徳」教科用図書の採択について、事務局案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎**教育長** ご異議なしと認め、令和2年度使用中学校用「特別の教科 道徳」教科用図書の採択について、原案のとおり可決することといたします。

◎**学校教育課長** 続いて、令和2年度使用小学校用教科用図書の採択について、委員会の承認を求めるものでございます。

本議案につきましては、新たにすべての種目の教科用図書について採択を行います。

岐阜地区採択協議会において、新たに文部科学大臣の検定に合格した小学校用教科書のうち、見本本の提供がなかった信州教育出版社を除く、全ての教科用図書について調査研究、協議のうえ、選定がなされました。

選定に当たっては、協議会の委嘱を受けた調査研究員が、3回の研究員会を通して、詳細な調査研究を行いました。

調査研究の着眼点を作成し、それに沿ってすべての発行者の教科書について調査を行うとともに、その結果を意見書としてまとめました。本日はこれらの調査研究結果も「採択資料」の中に用意しております。

各種目の調査研究における着眼点及びその着眼点にそって調査研究された各発行者についての意見がまとめられております。

また、教科書展示会において寄せられた意見につきましても各種目の教科書を併せてご覧ください。

まず、全ての種目の調査研究は大きく3つの視点に沿って行われました。

1つ目が、令和2年度より全面実施となる学習指導要領に示された内容との関連性。

2つ目が岐阜県教育振興基本計画に示された内容との関連性。

3つ目が印刷・製本等についてです。

これらを視点としながら、各教科、種目の特性に応じてさらに細かく着眼点を設定し、各者の比較検討がなされました。

いずれの種目につきましても、全者それぞれによさや特徴が見られた結果となっております。

それでは、まず、音楽について説明いたします。

音楽科では、児童一人一人が音楽の学習において、音楽のよさやすばらしさを感じ取り、自ら音楽に関わっていくとともに、仲間と協働して音楽活動をする楽しさを味わいながら学習することを大切にしております。

こうした学習を進めていくために有効に活用できる教科書はどれであるかという点から、調査研究が進められ、教育芸術社が優れているとの報告がありました。

児童の発達段階に応じ、音楽が専門ではない教員にもわかりやすく題材が構成され、音楽のよさやすばらしさを感じ取りながら学習を進めていくことができるという点で、音楽では、教育芸術社が選定されました。

本市としましても、教育芸術社を採択するということにつきまして、ご承認をお願いいたします。

◎**教育長** 令和2年度使用小学校用「音楽」教科用図書の採択について、事務局案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎**教育長** ご異議なしと認め、令和2年度使用小学校用「音楽」教科用図書の採択について、原案のとおり可決することといたします。

◎**学校教育課長** 続いて、図画工作についてお願いいたします。

図画工作科では、「表現及び鑑賞の活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の形や色などと豊かに関わる資質・能力を育成することを目指しています。

さらに岐阜地区においては、図工・美術を専門とする教員が少ないという課題を踏まえ、どの教員にとっても育む資質や能力が分かりやすくまとめられている教科書は日本文教出版社であると報告されました。

表現及び鑑賞の活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の形や色などと豊かに関わる資質・能力を育成することに資するとともに、どの教員にとっても育む資質や能力がより分かりやすくまとめられている「日本文教出版」が選定されました。

本市としましても、「日本文教出版」を採択するということにつきまして、ご承認をお願いいたします。

◎**教育長** 令和2年度使用小学校用「図画工作」教科用図書の採択について、事務局案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎**教育長** ご異議なしと認め、令和2年度使用小学校用「図画工作」教科用図書の採択について、原案のとおり可決することといたします。

◎**学校教育課長** 続いて、家庭科についてお願いいたします。

家庭科では、「生活の営みに係る見方・考え方を働かせ、衣食住などに関する実践的、体験的な活動を通して、生活をよりよくしようと工夫する資質・能力を育成すること」を目指しています。

家庭生活や社会環境の変化によって、生活スタイルが多様化する中、①自分の生活を見つめ、もっと良くしたいという願いをもって主体的に考え、実践することができ、②生活に生かすことのできる知識や技能を身に付け、③家族や地域の人を大切にし、家族の一員として実践する態度を養うことに資する教科書はどちらかという点から調査研究が進められました。

家庭科の授業では、知識や技能を活用して、生活の課題を主体的に解決していく力を育むことを大切に指導していく必要があります。

そのために、指導内容の系統性や発展性により配慮があり、生活に活用できる力を育成する学習の進め方に十分な配慮がなされているという点から、家庭では、開隆堂が選定されました。

本市としましても、開隆堂を採択するという点につきまして、ご承認をお願いいたします。

◎**教育長** 令和2年度使用小学校用「家庭」教科用図書の採択について、事務局案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎**教育長** ご異議なしと認め、令和2年度使用小学校用「家庭」教科用図書の採択について、原案のとおり可決することといたします。

◎**学校教育課長** 続いて、保健についてお願いいたします。

保健は、5者について調査研究が行われました。

保健では、心と体を一体として捉え、生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育成することを重点とする観点から、身近な生活における健康・安全についての課題を発見し、その解決を図り、自らの生活に生かそうとする態度を育てることを大切にしております。

こうした学習に有効に活用できる教科書はどれかという視点で調査研究が行われました。

保健の授業では、健康や安全という児童の生活に密着している内容を扱い、生涯にわたって健康を増進する資質・能力をバランスよく育成すること、主体的に課題解決することを大切に指導していく必要があります。

こうした点に十分な配慮が見られることから、保健においては東京書籍が選定されております。

本市としましても、東京書籍を採択するということにつきまして、ご承認をお願いいたします。

◎**教育長** 令和2年度使用小学校用「保健」教科用図書の採択について、事務局案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎**教育長** ご異議なしと認め、令和2年度使用小学校用「保健」教科用図書の採択について、原案のとおり可決することといたします。

◎**学校教育課長** それでは続いて、生活について説明いたします。

生活は、7者について調査研究が行われました。

なお、生活と理科の2種目については、検定合格教科用図書に、信州教育出版社がございますが、岐阜地区には見本本が送付されなかったこともあり、調査研究の対象外となっておりますことを報告いたします。

生活においては、学習指導要領の趣旨や地区の生活科指導の実情から、資質・能力の3つの柱をバランスよく育成すること、各教科等及び各学年相互間の関連及び系統性、発展性、とりわけ、幼児教育及び他教科との接続の観点からどのような内容がとりあげられているか等の視点から調査研究が行われました。

幼児教育との滑らかな接続、児童の発達段階を踏まえた資質・能力の育成への十分な配慮がみられることから、生活においては東京書籍が選定されております。

本市としましても、東京書籍を採択するということにつきまして、ご承認をお願いいたします。

◎**教育長** 令和2年度使用小学校用「生活」教科用図書の採択について、事務局案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎**教育長** ご異議なしと認め、令和2年度使用小学校用「生活」教科用図書の採択について、原案のとおり可決することといたします。

◎**学校教育課長** 続いて「特別の教科 道徳」について説明いたします。

道徳は、8者について調査研究が行われました。

「特別の教科 道徳」が目指すものは、「よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うこと」です。

道徳性は、道徳的価値を実践するための適切な行為を主体的に選択し、実践するこ

とができるような内面的資質でもあります。

そのため、道徳科において行われる道徳的諸価値についての理解をもとに、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を展開する必要があります。

答えが1つではない道徳的な価値を、一人一人の児童が自分自身の問題と捉え、向き合う、「考え、議論する道徳」へと転換を図ることが必要とされています。

こうしたことをふまえて、有効に活用できる教科書がどれであるか調査研究がなされ、光村図書が選定されております。

本市としましても、光村図書を採択するということにつきまして、ご承認をお願いいたします。

◎**教育長** 令和2年度使用小学校用「特別の教科 道徳」教科用図書の採択について、事務局案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎**教育長** ご異議なしと認め、令和2年度使用小学校用「特別の教科 道徳」教科用図書の採択について、原案のとおり可決することといたします。

◎**学校教育課長** 続いて書写について説明いたします。

書写は、5者について調査研究が行われました。

書写では、文字を書く技能を高めること、文字や言葉に興味関心をもつこと、学年や学年間の指導内容における系統性、児童の主体的な学び、実生活等との関連性などを大切にしています。これらを踏まえて、ご覧のような着眼点を設定し、調査研究がすすめられ、光村図書が選定されております。

本市としましても、光村図書を採択するということにつきまして、ご承認をお願いいたします。

◎**教育長** 令和2年度使用小学校用「書写」教科用図書の採択について、事務局案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎**教育長** ご異議なしと認め、令和2年度使用小学校用「書写」教科用図書の採択について、原案のとおり可決することといたします。

◎**学校教育課長** では、続いて社会についてお願いします。

社会について説明いたします。

社会は、3者について調査研究が行われました。

社会では、社会的な見方や考え方を働かせて、課題を追究したり解決したりする活動を通して、グローバル化する国際社会を主体的に生きる、平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を育成することを目指しています。

また岐阜地区の社会科の現状から「他者との対話や協働的な学びを通して学習を広げ深めること」なども課題となっています。

これらを踏まえて、ご覧のような着眼点を設定し、調査研究がすすめられ、東京書籍が選定されました。

本市としましても、東京書籍を採択するということにつきまして、ご承認をお願いいたします。

◎**教育長** 令和2年度使用小学校用「社会」教科用図書の採択について、事務局案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎**教育長** ご異議なしと認め、令和2年度使用小学校用「社会」教科用図書の採択について、原案のとおり可決することといたします。

◎**学校教育課長** 続いて地図について説明いたします。

地図は、2者について調査研究が行われました。

地図の調査項目は、社会科と同じです。

地図帳は視覚的な部分が非常に重要となりますので、3つ目の調査項目である「印刷・製本等」について、特に文字の大きさや見やすさといった点において、説明します。

東京書籍は、写真や絵資料が充実しており、児童が興味関心を持って地図帳を学習に活用できることに重点を置いた地図であると言えます。

一方帝国書院は、どの学年の児童にも見やすい使いやすいレイアウトはもとより、授業以外でも主体的に地図を用いた学習ができるとともに、岐阜地区の実態にある、仲間と対話を通じた協働的な学びがより進められるための工夫が行われた地図であると言えます。

こうした調査研究結果を踏まえ、地図では、帝国書院が選定されました。本市としましても、帝国書院を採択するということにつきまして、ご承認をお願いいたします。

◎**教育長** 令和2年度使用小学校用「地図」教科用図書の採択について、事務局案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎**教育長** ご異議なしと認め、令和2年度使用小学校用「地図」教科用図書の採択について、原案のとおり可決することといたします。

◎**学校教育課長** 続いて算数について説明いたします。

算数は、6者について調査研究が行われました。

算数科では、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に身に付け、数学的な見方・考え方を働かせ、思考力を育み、自ら学びを深めることを大切にしています。

こうした学習に、有効に活用できる教科書はどれであるかという視点から調査研究がすすめられ、大日本図書が選定されました。本市としましても、大日本図書を採択するということにつきまして、ご承認をお願いいたします。

◎**教育長** 令和2年度使用小学校用「算数」教科用図書の採択について、事務局案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎**教育長** ご異議なしと認め、令和2年度使用小学校用「算数」教科用図書の採択について、原案のとおり可決することといたします。

◎**学校教育課長** 続いて理科について説明いたします。

理科は、5者について調査研究が行われました。

新しい学習指導要領では、理科の目標について、自然に親しみ、理科の見方・考え方を働かせ、見通しをもって観察・実験を行うことなどを通して、自然の事物・現象についての問題を科学的に解決するために必要な資質・能力を育成することと示されています。

また、理科教育をとりまく地区の状況として、理科免許を所有する教員は校内に数名で、できることなら出張授業としてほしいと考える教員が多いことがあります。このような実態から、理科の免許を所有していない教員にとっても、子どもたちが確かな学力を身に着けられる教科用図書であることも求められる条件として調査研究がなされ、東京書籍が選定されました。

本市としましても、東京書籍を採択するということにつきまして、ご承認をお願いいたします。

◎**教育長** 令和2年度使用小学校用「理科」教科用図書の採択について、事務局案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎**教育長** ご異議なしと認め、令和2年度使用小学校用「理科」教科用図書の採択に

ついて、原案のとおり可決することといたします。

◎**学校教育課長** 最後に英語について説明いたします。

英語は今回の学習指導要領の改訂に伴い、5 学年・6 学年で教科になり、初めて教科用図書が発行されることになりました。

今回の改訂の内容を簡潔に説明します。前回の改訂で5 学年・6 学年に位置付けられた外国語活動は、「コミュニケーション能力の素地を養う」ことが目標で、年間35 時間でした。

今回の改訂で、それが若干の修正を加えながらも、ほぼそのまま3 学年・4 学年に移行した位置付けになっております。

5 学年・6 学年は「コミュニケーション能力の基礎となる資質・能力の育成を目指す」ことが目標となり、各学年で年間70 時間となりました。

この目標は、これまでの中学校英語の目標や内容の一部が、小学校の高学年の英語として位置付けられた形となっています。なお、それに伴い中学校英語の目標や内容は、今までよりもさらに深まりや高まりを目指すこととなりました。

また、今年度、岐阜市を除く岐阜地区内には、義務教育学校の前期課程を含めて59 の小学校があります。

現在、各小学校において来年度からの英語の教科化に向けた移行措置が実施されていますが、この教科化に至るまでの期間が約25 年と、かなり長かったこともあり、各小学校における違いが、いくつか見られます。

これらの状況を踏まえて、学級担任でも、専科教員でも、誰にとっても指導が可能な、もっと言いますと誰もが指導しやすい教科用図書を選定することを念頭に調査研究が進められ、東京書籍が選定されました。本市としましても、東京書籍を採択するということにつきまして、ご承認をお願いいたします。

◎**教育長** 令和2 年度使用小学校用「英語」教科用図書の採択について、事務局案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎**教育長** ご異議なしと認め、令和2 年度使用小学校用「英語」教科用図書の採択について、原案のとおり可決することといたします。

◎**学校教育課長** 本日の審議を踏まえて、令和2 年度使用小・中学校用教科書用図書岐阜地区採択についての議決書を岐阜地区採択協議会あてに提出をさせていただきますので、お願いいたします。

◎**教育長** これまでの審議について、各委員さんご意見はございますか。

◎**今枝委員** 小学校から英語の授業をしても話せるようになるのは、難しいですね。話せなければ困るような状況になれば、皆話せるようになりますが。

◎**向井委員** 単語を覚えられるような仕組みが必要だと思いました。

◎**教育長** 小さい頃から外国語に触れると、柔軟性が養われると言われています。「英語嫌い」の子どもを作らないことも大切だと思います。

◎**教育長** 他にご意見等ございますか。

【意見なし】

◎**教育長** それでは、議第41号について、審議を終了します。